

平成 1 7 年度地方交付税所要総額確保に関する意見書

平成 1 6 年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となった。

平成 1 7 年度政府予算編成においては、平成 1 6 年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきである。

よって、国は、平成 1 7 年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものである。

記

1. 昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成 1 7 年度の地方交付税総額は、少なくとも平成 1 6 年度の水準以上を確保すること。
2. 税源委譲に伴い、財政力較差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保証を強化して対応すること。
3. 地方財政計画上の歳出と決算の乖離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。
4. 合併特例法に基づき、新たに発足した地方公共団体に対し地方交付税に対する激変緩和措置を堅持し、信頼関係を疎外する対応は絶対に行わないこと。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 5 日

岐阜県郡上市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
郵政民営化・経済財政政策担当大臣
総務大臣
財務大臣

} 様